

農林水産省における知的財産に係る取組

平成29年12月

農林水産省

【 目 次 】

| | |
|---|------------|
| 「知的財産推進計画 2017」における主な項目 | 1 |
| 1 農林水産物に係る知的財産の国内外での保護 | |
| (1) 地理的表示 (G I) | 2 |
| (2) 育成者権 | 6 |
| 2 農林水産分野での標準化の推進 (新たな J A S 制度の活用) | 1 1 |
| 3 農業分野におけるデータ利活用の促進等 | 1 5 |

「知的財産推進計画2017」における主な項目（農林水産業・食品分野等）

① 農業等関係知財の有効活用

（農林水産物・食品等の地理的表示（GI）の海外での保護）

二国間等の国際協定の締結により諸外国でも日本のGIを保護することが可能となる改正GI法に基づきGIの相互保護の推進を図るとともに、海外におけるGI産品を含めた我が国農林水産物・食品等に対する知財侵害対策を推進する。

（育成者権の権利範囲の判断基準の明確化等）

種苗法における育成者権者の独占権の範囲を画する判断基準について、侵害の立証の適正化も含めて検討するほか、品種登録情報へのアクセスの在り方など、育成者権者に使いやすい制度になるよう検討を行う。

（育成者権の効力拡大）

育成者権者の正当な利益を確保することで、新品種開発を促進するため、種苗法において原則として育成者権の効力が及ばない農業者の自家増殖について、農業生産現場への影響に配慮しつつ、育成者権の効力が及ぶ植物範囲の拡大を図る。

（種苗法と商標法の関係整理）

種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、その後に出願及び登録された商標との兼ね合いで、登録前に変更を余儀なくされる問題について対応策を検討する。

② 農林水産分野における標準化

（JAS規格の戦略的な制定・活用と国際化の推進）

我が国食料産業の競争力強化のため、我が国の強みのアピールにつながるJAS規格を戦略的に制定し、その活用を推進する。加えて、JAS規格の内容のアジア諸国等への浸透を図るとともに、JAS規格を足掛かりとした国際規格の制定を目指す。

③ スマート農業の推進・農業情報データ活用の推進

（JAS規格の戦略的な制定・活用と国際化の推進）

農業分野における様々なデータが共有・活用できる「農業データ連携基盤」の立ち上げを目指す。また、異なるITシステム間でデータを共有・比較するなど農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、「標準化ガイドライン」を活用するとともに、データ等の接続性及び互換性を検証する。

（農業関係者に対する知財マネジメントの普及・啓発）

優れた農業技術やノウハウ等の知的財産としての価値や重要性を農業者や農業関係者に広く普及啓発する方策を検討するとともに、知的財産として保護・管理の手法を分かりやすく説明したガイドライン等の作成に取り組む。

1 農林水産物に係る知的財産の国内外での保護

(1) 地理的表示 (G I)

日EU・EPAにおけるGIの相互保護

- 農産品のG I 産品をより高い水準で相互に保護することを確認。
- 日EU・EPAで約束したより高いレベルでのGI保護を実現するため、地理的表示法を改正する。

日EU・EPAでより高いレベルでのGI保護を実現

日EU・EPAでのGI保護

- ・ 産品への表示に加え、広告・インターネット等サービス分野における名称使用も対象
- ・ 全てのGI使用について、明細書に沿わない産品は
①真正な産地を記載している場合、②翻訳・音訳、
③～スタイル、～タイプ等の表現を伴う場合もGI侵害として扱う
- ・ 先使用者は、EPA発効後7年間のみ先使用が可能



- ・ 日EU・EPA担保法として地理的表示法を改正

<主たる改正内容>

- ・ 規制の範囲の拡大
表示規制→使用規制に
- ・ 先使用が認められる期間の上限を設定

【相互保護を行う主なG I 産品】

【日本側G I (48産品)】

【肉類】

- ・ 神戸ビーフ (兵庫県)
- ・ 米沢牛 (山形県)
- ・ 宮崎牛 (宮崎県)
- ・ 近江牛 (滋賀県)
- ・ 鹿児島黒牛 (鹿児島県)

【野菜・果実】

- ・ 夕張メロン (北海道)
- ・ 十勝川西長いも (北海道)
- ・ 市田柿 (長野県)

【加工品】

- ・ 西尾の抹茶 (愛知県)
- ・ 鹿児島の壺造り黒酢 (鹿児島県)
- ・ 八丁味噌 (愛知県)

【水産物】

- ・ 下関ふく (山口県)
- ・ みやぎサーモン (宮城県)



【EU側G I (71産品)】

【チーズ】

- ・ カマンベール・ド・ノルマンディ (フランス)
- ・ ロックフォール (フランス)
- ・ パルミジャーノ・レッジャーノ (イタリア)
- ・ ゴルゴンゾーラ (イタリア)
- ・ ゴーダ・ホラント (オランダ)
- ・ フェタ (ギリシャ)

【肉製品】

- ・ ニュルンベルガー・ブラートブルスト (ドイツ)
- ・ ギフェロ (スペイン)

【オリーブ油・酢】

- ・ シエラ・デ・カソルラ (スペイン)
- ・ アチェート・バルサミコ・ディ・モデナ (イタリア)



日本側 G I 48 産品

| | | | | |
|--|---|---|--|--|
|  あおもりカシス 青森県 |  加賀丸いも 石川県 |  前沢牛 岩手県 |  紀州金山寺味噌 和歌山県 |  堂上蜂屋柿 岐阜県 |
|  但馬牛 兵庫県 |  三島馬鈴薯 静岡県 |  くろさき茶豆 新潟県 |  美東ごぼう 山口県 |  小川原湖産大和しじみ 青森県 |
|  神戸ビーフ 兵庫県 |  下関ふく 山口県 |  東根さくらんぼ 山形県 |  木頭ゆず 徳島県 |  入善ジャンボ西瓜 富山県 |
|  夕張メロン 北海道 |  能登志賀ころ柿 石川県 |  みやぎサーモン 宮城県 |  上庄さといも 福井県 |  香川小原紅早生みかん 香川県 |
|  八女伝統本玉露 福岡県 |  十勝川西長いも 北海道 |  大館とんぶり 秋田県 |  琉球もろみ酎 沖縄県 |  宮崎牛 宮崎県 |
|  鹿児島の壺作り黒酢 鹿児島県 |  十三湖産大和しじみ 青森県 |  大分かぼす 大分県 |  若狭小浜小鯛ささ漬 福井県 |  近江牛 滋賀県 |
|  くまもと県産い草 熊本県 |  連島ごぼう 岡山県 |  すんき 長野県 |  桜島小みかん 鹿児島県 |  辺塚だいだい 鹿児島県 |
|  鳥取砂丘らっきょう 鳥取県 |  特産松阪牛 三重県 |  田子の浦しらす 静岡県 |  岩手野田村荒海ホタテ 岩手県 |  鹿児島黒牛 鹿児島県 |
|  三輪素麺 奈良県 |  米沢牛 山形県 |  万願寺甘とう 京都府 |  奥飛騨山之村寒し大根 岐阜県 | |
|  市田柿 長野県 |  西尾の抹茶 愛知県 |  飯沼栗 茨城県 |  八丁味噌 愛知県 | |



主なEU側GI 71産品

チーズ：26品目



アジアゴ
イタリア



フォンティーナ
イタリア



ゴルゴンゾーラ
イタリア



グラナ パダーノ
イタリア



モッツアレラ ディ
ブファラ カンパーナ
イタリア



パルミジャーノ レッジャーノ
イタリア



ベコリーノ ロマーノ
イタリア



ベコリーノ トスカーノ
イタリア



ブロヴォローネ ヴァルパターナ
イタリア



タレージョ
イタリア



ブリード モー
フランス



カンベール ド ノルマンディ
フランス



コンテ
フランス



エメンタル ド サヴォワ
フランス



ルプロション/
ルプロション ド サヴォワ
フランス



ロックフォール
フランス



ダナブル
デンマーク



イディアサバル
スペイン



マオン メンルカ
スペイン



ケソ マンチェゴ
スペイン



フェタ
ギリシャ



エダム ホラント
オランダ



ゴータ ホラント
オランダ



ケイジョ サン ジョルジュ
ボルトガル



ウエスト カントリー ファー
ムハウス チェダー チーズ
イギリス



ホワイト スティルトン チーズ/
ブルー スティルトン チーズ
イギリス

その他加工品等：15品目

バルサミコ酢



アチエート バルサミコ ディ モデナ
イタリア

ドライフルーツ



ブルノー ダジャン/
ブルノー ダジャン・ミキユイ
フランス

菓子



リュベッカー マジパン
ドイツ

バター



ブール ダルデンヌ
ベルギー

食肉製品：14品目



ニュンベルガー プラートブルスト/
ニュンベルガー ローストプラートブルスト
ドイツ



モルタデッラ ボローニャ
イタリア



ザンボネ モデナ
イタリア



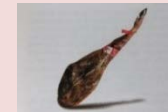
プロシュート トスカーノ
イタリア



ティローラー シュベック
オーストリア



ジャンボン ダルデンヌ
ベルギー



ハブゴ
スペイン



ジャンボンド バイオンヌ
フランス



セゲディ サラ・ミ/
セゲディ テー・サラ・ミ
ハンガリー

食用油脂：10品目

オリブオイル



シエラ デ カソラ
スペイン

パンブキンシードオイル



シュタイリッシャス キョルピスケルネール
オーストリア

生鮮・水産：6品目

リンゴ



メーラ アルト アディジェ/
スティロル アプフェル
イタリア

サーモン



スコテッシュ ファームド サーモン
イギリス

出典：Qualigeo Atlas. Atlas of european and non-european PDO, PGI, TSG agri-food products / MAURO ROSATI (2009)

1 農林水産物に係る知的財産の国内外での保護

(2) 育成者権

海外での品種登録の必要性・出願の支援

<UPOV条約に基づく国際ルール>

- 相手国で品種登録可能な品種は持ち出し自由
- 自国内で譲渡開始後4年(木本は6年)以内しか外国で登録できない
- 品種登録は育成者権を主張する各国ごとに行う必要

自国内で品種登録後、速やかに外国で登録しなければ保護できない

日本の農業関係者は海外での育成者権保護の必要性に気付いていない

可能性のあるマーケットを喪失

海外で育成者権を確保する必要

韓国のケース

日本のイチゴ品種が自然に流入
↓
日本品種を基に韓国で品種改良
↓
アジア各国のマーケットに輸出

韓国のいちご輸出による日本産いちごの輸出機会の損失は
5年で最大220億円(推計)
※韓国のいちご輸出量4千トン/年が日本産に代替されたとして試算

中国のケース

出願可能期限を経過した日本の品種が中国に移入

シャインマスカット



紅ほっぺ



- ・日本原産として、高値で苗木取引
- ・シャインマスカットは、中国34省のうち24省で栽培され、「陽光バラ」「陽光玫瑰」「香印翡翠」等の名称で販売
- ・「香印」を含む商標が出願されていることを確認(香印青提、香印翡翠)

※「香印」はシャイン(xiāng yìn)と発音される

海外出願への支援対策

平成28年度から植物品種等海外流出防止総合対策事業を実施

海外出願経費の支援

海外で品種登録出願を行うことが、我が国農産物の輸出力強化につながる品種について、**海外出願に係る経費を支援**

海外出願支援体制の整備

- ・海外での育成者権取得に関する**相談窓口の設置**
- ・主な出願先国への**海外出願マニュアルの作成**
- ・我が国優良品種の**海外流出・侵害実態調査**
- ・海外での**育成者権侵害対応に係る経費を支援**

育成者権の保護対象の明確化

- 育成者権を付与するため各植物毎に定められた「重要な形質」について、既存の品種と区別性があるかを審査登録に際し、それぞれの形質を記録した「特性表」を作成。
- 知財高裁判決(H27.6.24)において、「特性表」は、育成者権の内容を表すものではなく、育成者権の侵害を証明するためには、登録時の種子等の「現物」との比較で行う必要があるとの判決。

知財高裁判決 (H27.6.24)

「なめこ」の育成者権者が、重要な形質による特性が区分できない「なめこ」について、育成者権侵害を理由に種苗生産の差し止めを請求。

(判決の要旨)

- 「特性表」は育成者権の範囲を直接的に定めるものということとはできない。
- 最終的には、植物体自体を比較して侵害疑義品種が登録時の品種と明確に区別されないかを検討する必要(現物主義)。
- 本件については、登録時の種苗の保存が不十分で、子実体の発生を確認できないため、現物の比較が行えないとして、原告敗訴。



課題

- 「現物主義」においては植物体自体を比較する必要があるが、登録時現物が損失・劣化等することにより、そもそも立証の対象がないという事態が生じてしまう。
- 「特性表」について、出願者の出願意思と審査の関係が不明確(出願者が主張していない重要な形質に区別性がある場合における育成者権の範囲をどう捉えるか。)
- 「重要な形質」の変更に伴う育成者権の範囲をどのように考えるか。
- 特性表に一般人が容易にアクセスできる状況ではない。

種苗法における、育成権の権利範囲、権利侵害の立証や認定の方法の在り方などを検討
(知財専門家等と検討会にて意見交換を実施中)

自家増殖の制限

- 種苗法上は、農業者は一定の要件の下に自家増殖が認められているが、植物の新品種に関する国際条約（UPOV条約）上は、農業者の自家増殖は原則禁止されており、EU等の主要先進国の制度とも乖離。
- 本年度は、「自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準」に沿って、農業者の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物68種類を追加予定。（前年度は209種類追加）
- 育成者権の保護強化のため自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物範囲の拡大を行ってきたが、今後は自家増殖の在り方について、種苗法の規定の在り方を検討する必要。

知的財産推進計画2017

（育成者権の効力拡大）

育成者権者の正当な利益を確保することで、新品種開発を促進するため、種苗法において原則として育成者権の効力が及ばない農業者の自家増殖について、農業生産現場への影響に配慮しつつ、育成者権の効力が及ぶ植物範囲の拡大を図る。



課題

- 種苗法上は、農業者は自家増殖が認められているが、UPOV条約上は、農業者の自家増殖は原則禁止されており、EU等の主要先進国の制度とも乖離している状況にある。
- 種苗法上、自家増殖が禁止できるのは栄養繁殖植物のみであり、種子は対象外。
- 自家増殖は増殖者を把握することが困難であり、種苗流出の原因となっている。
- 産業競争力強化法の改正に伴い、稲、麦の品種育成に対する民間参入が期待されるが、自家増殖が障害となっている。

自家増殖の原則/例外の在り方について、種苗法の在り方を検討

品種登録に係る商標の追越問題への対応

- 育成者権及び商標権はともに名称を含む知的財産権。他方に登録された名称に関する調整規定が両法に相互に措置されているが、両方の先後願関係については定めがない。
- そのため、品種登録出願公表後の商標登録出願であるにもかかわらず、品種登録よりも先に商標登録がされた結果として、先願の品種登録出願者が名称変更を余儀なくされる問題（商標追越問題）が生じている。
- 現状では、出願者は植物新品種登録後の取り下げを前提として商標登録出願も行うことを余儀なくされており、民間事業者には大きな負担。

知的財産推進計画2017

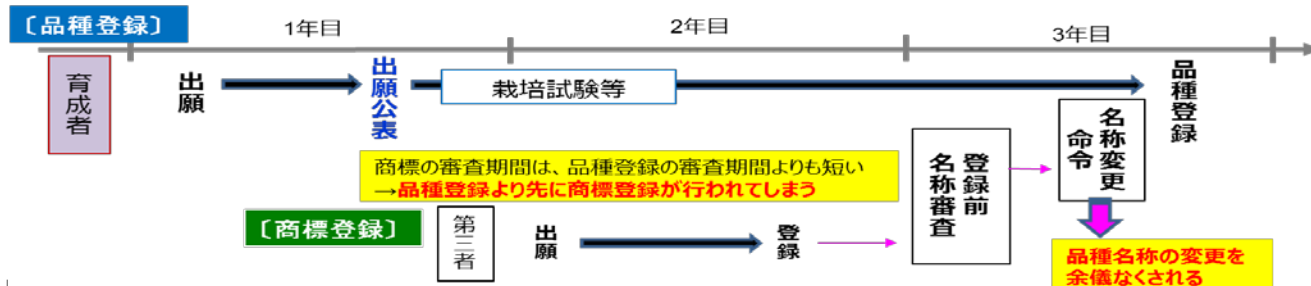
（種苗法と商標法の関係整理）

種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、その後に出願及び登録された商標との兼ね合いで、登録前に変更を余儀なくされる問題について対応策を検討する。

実態

- 品種登録出願者が商標追越しによる名称変更のリスクを回避するために、品種登録出願だけでなく、商標登録出願も行い、本来不要である商標出願・登録の費用や労力を負担しなければならない状況。

個人育種家や中小種苗業者等にとって、上記リスクを回避するために商標登録出願・登録を行うことによる負担は大きい。年明けに検討会を開催し、品種名称における種苗法と商標法の関係について論点を整理する。



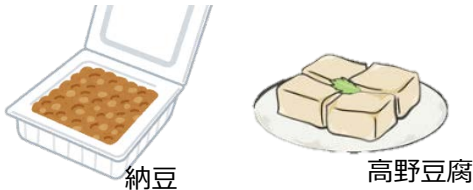
2 農林水産分野での標準化の推進 (新たなJAS制度の活用)

強みのアピールにつながる多様な J A S 規格の制定

- 平成29年6月に改正された J A S 制度では、食品の品質だけでなく、生産・流通プロセスや試験方法、用語なども規格の対象としており、強みのアピールにつながる多様な規格を戦略的に制定・活用。
- 生鮮品など品質が変化するもの、ノウハウなどのオープンにできない秘伝や営業秘密が絡むものにも規格を活用したアピールの途を開く。

モノの品質の規格

- ✓ 例えば、ビーガン向けに、動物性原料を含まないことを規格化



我が国の伝統的な食品にも
新たな特長を付与

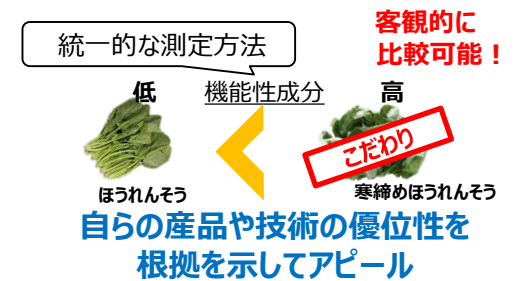
事業者による取扱方法の規格①

- ✓ 例えば、鮮度をアピールするため、定温保管・輸送方式を規格化。能力を有する事業者を認証



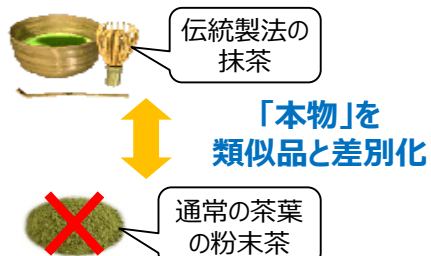
モノに関する試験方法の規格

- ✓ 例えば、機能性成分を多く含むことをアピールするため、成分の統一的な測定方法を規格化



モノの生産方法の規格

- ✓ 例えば、伝統的な抹茶をアピールするため、我が国では一般的な製法を規格化



事業者による取扱方法の規格②

- ✓ 例えば、世界に伝統的な日本茶文化を正しく広めるため、必要な知見を有する者を認証



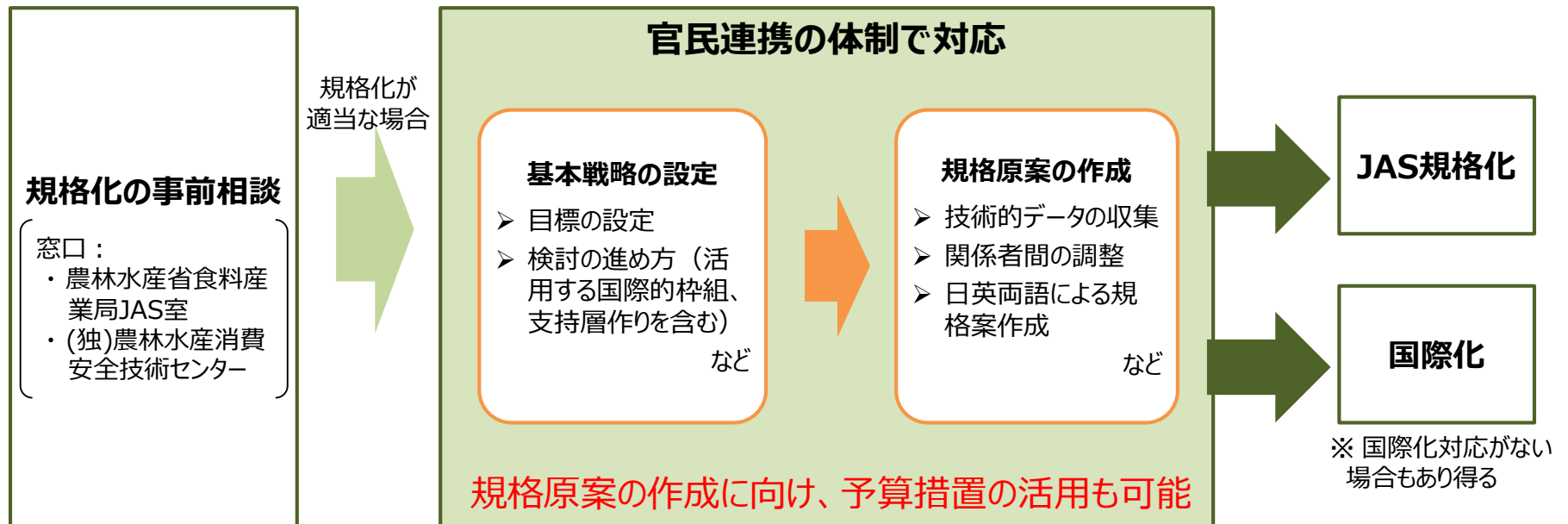
用語に関する規格

- ✓ 例えば、農業ITで活用するデータにおいて、農作業の各工程の名称を統一



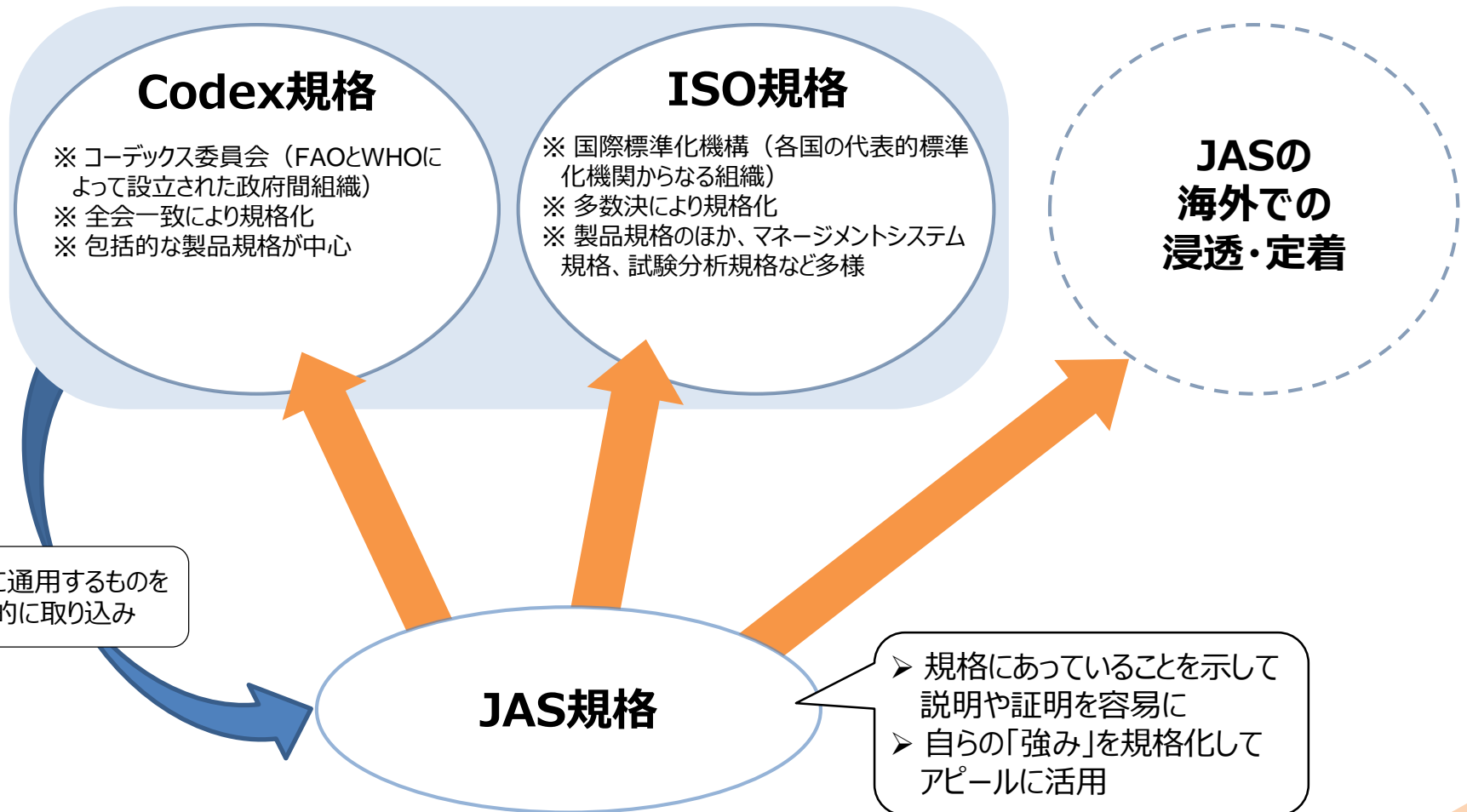
事業者・産地の提案による J A S 規格の制定

- 改正JAS法においては、ビジネスにおいて戦略的に活用したい事業者・団体、産地・地域からの提案を受けて規格化する枠組みを整備
 - 農林水産省及び(独)農林水産消費安全技術センター（通称：FAMIC）の相談窓口がサポートするほか、予算措置により規格制定の支援を実施
- 事業者・団体、産地、地域の提案を受けて規格を制定。既存の民間規格のスキームオーナーからの提案も可。
 - 規格の制定に向け、案件ごとに、事業者・団体や産地・地域、自治体、研究機関、学識経験者等に加え、農林水産省の各関係部局やFAMICからなる官民連携の体制で対応。
 - 規格の検討の初期段階から国際化を視野。



JAS規格・認証の国際化戦略の推進

- 我が国食品・農林水産業の競争力強化に向け、JAS規格・認証の国際化を進め、その認知度、影響力を高めていくことが重要。
- JAS規格・認証の国際化に当たっては、その目的によって費用対効果の高い枠組み・方法を選択。



3 農業分野におけるデータ利活用の促進等

農業データ連携基盤（プラットフォーム）の構築

- 担い手誰もがデータを駆使して生産性の向上や経営の改善に挑戦できる環境を生み出すため、データ連携機能やオープンデータの提供機能を有する「**農業データ連携基盤**」について、**プロトタイプを本年中に構築**。

（未来投資戦略2017（平成29年6月9日 閣議決定）

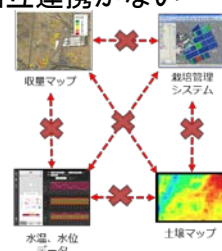
【実現のために必要となる主要項目】<農林水産業> 公的機関等が保有する農業、地図、気象等の情報のオープン化等により、様々なデータを共有・活用できる「農業データ連携基盤」を本年中に立ち上げ、データに基づく付加価値や生産性の高い農業の現場への実装を推進する。

※「農業データ連携基盤」は、**SIP次世代農林水産創造技術**で開発を進めているものです。

農業ICTの現状と課題

- 1 様々な農業ICTサービスが生まれているものの、**相互間連携がなく、データやサービスは個々で完結**。
- 2 行政や研究機関等の公的データはバラバラに存在し、かつ、**ICTで活用できないデータが多い**。

- 各社のシステム間の相互連携がない



- データが散在、かつICTでの利活用が困難



使いたいデータがあちこちあって手続きが面倒だ！

農業データ連携基盤の機能

データ連携機能

ベンダーやメーカーの壁を超えて、様々な農業ICT、農機やセンサー等のデータ連携が可能に

データ共有機能

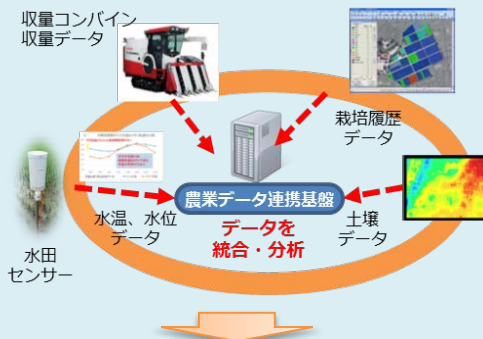
一定のルールの下でのデータの共有が可能になり、データの比較や、生産性の向上に繋がるサービスの提供が可能に

データ提供機能

土壌、気象、市況など様々な公的データ等のオープンデータの整備により、農家に役立つ情報の提供が可能に

農業データ連携基盤の効果例

【データ連携の効果】



- ・システムやデータが連携することによって総合的な解析が可能になり、**低収水田の位置・要因を特定**
- ・要因にあった対策を講ずることで**収量を向上**させることが可能

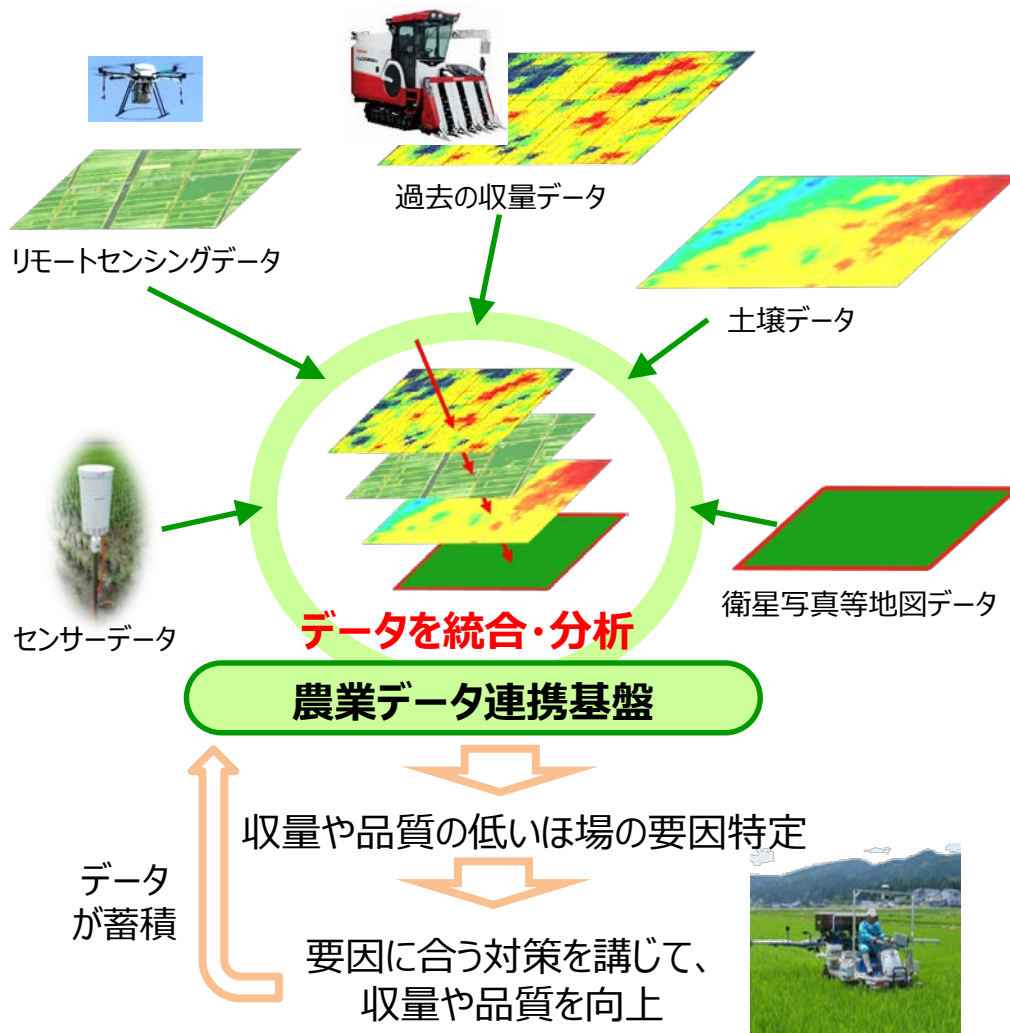
【オープンデータの活用の効果】



- ・データ連携基盤上に様々な**オープンデータ**を整備し、使いやすい形で提供
- ・農家は連携基盤にアクセスするだけで欲しいデータを入手可能になり、より**戦略的な経営判断が可能**に
- ・各ベンダーはデータを利用して様々なサービスを展開

農業データ連携基盤の効果 ①

- 様々なデータを統合・分析できるようになり、**収量や品質の向上が可能に**



システム・データが連携しておらず、データを活かさきれていない状況

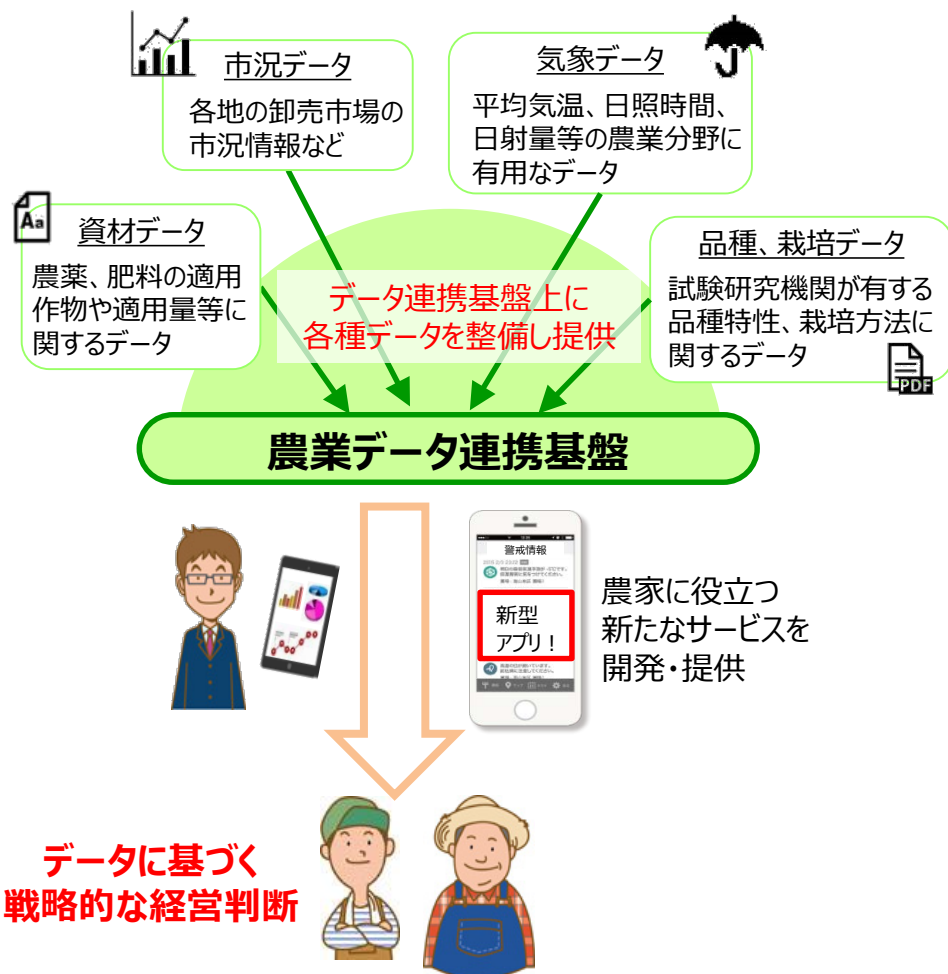


- ✓ システムやデータが連携することによって総合的な解析が可能になり、**収量や品質の低いほ場の要因を特定**
- ✓ 要因にあった対策（施肥量の調整など）を講じることで**収量や品質を向上させることが可能に**
- ✓ 毎年毎年データが蓄積されていき、さらに高度な生産管理が可能に



農業データ連携基盤の効果 ②

- 土壌、市況や気象等の公的データや、民間企業の様々な有償データ等を整備・提供することで、**データを活用した新たなサービスの提供**や**農家の戦略的な経営判断を実現**



データがバラバラに存在し、ICTで活用できないデータも多い状況



- ✓ 農業データ連携基盤上に様々なデータを整備し、使いやすい形で提供（有償提供を含む）
- ✓ 各ベンダーはデータを利用して農家が求める様々なサービスを展開
- ✓ 農家は様々なデータに基づく、戦略的な経営判断が可能に

農業におけるデータ連携基盤整備について（今後の方向性）

- 農業情報の異なる生産者・機器の間で相互に利活用することを目的として、**農業ITシステムで利用する名称や規格の標準化ガイドラインの策定・改定**に取り組んでいるところ。また、**データ利活用を推進するための用語等のJAS規格化も検討**。
- 標準化の取組を基礎として、「農業データ連携基盤」に**生産分野の各種データを蓄積してデータ駆動型のスマート農業を実現**するとともに、**流通、食品製造、輸出振興等と強力に連携**することで、生産から消費までの**大きなフードチェーンを創出**。

農業ITシステムで利用される各種の名称、規格等の標準化

個別ガイドラインの作成

農作業の名称

平成28年度
第3版策定

- ・採種・稲取り等の農作業の標準的な名称を規定。

農林水産省

農作物の名称

平成28年度
第2版策定

- ・農作物の名称について、稲・麦類等の大分類、小麦・大麦等の中分類を規定。

農林水産省

農業に係る情報

平成28年度
暫定版策定

- ・登録農業に係る情報のより利便性が高い提供のあり方について検討。

農林水産省

肥料等に係る情報

平成28年度
暫定版策定

- ・登録肥料に係る情報の機械判読が可能なデータ形式による提供のあり方について検討。

農林水産省

環境情報のデータ項目

平成28年度
第3版策定

- ・温度、積算温度等を始めとする環境項目のデータ項目を規定。
- ・規定外の項目もユーザーごとに拡張可能。

総務省

データ交換インタフェース

平成28年度
第2版策定

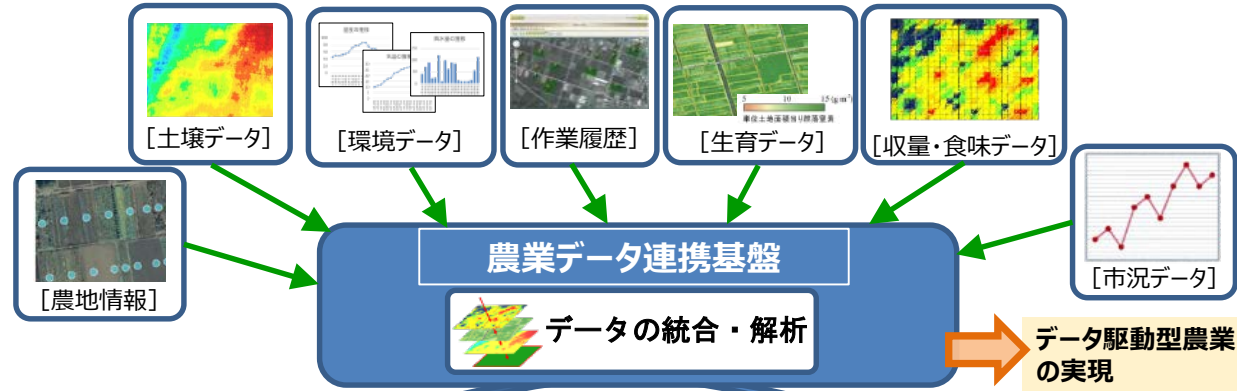
- ・農業情報を異なるシステム・ユーザー間で交換するためのインタフェースを規定。

総務省

農業データ連携基盤の取組拡大の方向性

①データ連携基盤の更なる活用

農業データ連携基盤に生産分野の様々なデータを蓄積し、データ駆動型のスマート農業を実現



②データ連携基盤の機能拡張

生産から消費までのデータを一貫で共有し、海外を含む市場ニーズに的確に対応するフードチェーンを構築



③他分野の情報データとの連携

農業データ連携基盤で整備するデータと、他分野のデータ基盤で整備される各種データとの相互連携により、相乗効果を発揮できる可能性を追求

- 例) ・気象災害予測等の防災情報
- ・インフラ施設の維持・管理等の情報
- ・自動車の自動走行技術に活用される3Dマップ情報 等

農業分野におけるデータ保護に向けた取組

- AIやIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業の精度や生産性を向上するためには、ビッグデータを分析して価値ある情報を抽出し、活用していくことが重要。
- ビッグデータの利活用を推進しつつ、知的財産の適切な保護を図るため、政府全体として検討が進められている。
- 農業分野においても、データ化されたノウハウ等の価値ある情報について、知的財産としての保護の在り方や利活用のルールが適切に活用されるよう、農業の実態に即したガイドラインの策定等に取り組む。

農業現場における課題

スマート農業への活用

ビッグデータの分析結果をスマート農業技術に活用することにより、精度や生産性の向上が期待できる



(例)自動収穫ロボット



分析結果を活用

ビッグデータ

- 個々のデータには価値が無くても、集積して分析すると価値ある情報になり得る
- しかし、現状では、価値あるデータの取扱いに関するルールが無い

価値あるデータが流出するおそれ

上位計画での位置づけ

「未来投資戦略2017」や「知的財産推進計画2017」においても、ノウハウ等のデータの流出防止や、知的財産として保護・管理の在り方の検討が掲げられている。

未来投資戦略2017

データに基づく農林水産業のノウハウが流出しないよう、知的財産保護の方策を検討する。

知的財産推進計画2017

- データ利活用に関する契約の締結を促し、かつその内容を適切にする観点から（中略）データ利用に関する契約の在り方について検討を進める。
- 優れた農業技術やノウハウ等の（中略）知的財産として保護・管理の手法を分かりやすく説明したガイドライン等の作成に取り組む。

データ提供者

システム使用者

関係者間のルール作りが必要

IT事業者

データの保護・利活用に関する
契約ガイドラインの策定等の推進

「知的財産推進計画2018」に向けた農水知財の取組

実効性ある法制度に向けた見直し

地理的表示保護制度

日EU・EPA合意に基づく

- ① 保護の対象の拡大
 - ② 先使用の期間の制限
- など、より高いレベルでの保護を目指す。



種苗法の見直しに向けた検討

より効率的な育成者権の保護を行うため、

- ① 育成者権の保護の対象の明確化
 - ② 自家増殖の見直し
- などの検討を推進

日本の強みをアピールするための 標準化の推進

改正JAS法に基づく規格化

- ① 生産・流通プロセス、試験方法、用語等の規格化
- ② 民間の提案による規格化

農林水産分野におけるデータ利活用の 推進

- ① データ連携基盤の推進
- ② データ利活用を推進するための用語等の標準化を推進。また、JAS規格化も検討。
- ③ データの保護を図るための農業の実態に則した契約ガイドライン等の策定